

令和 8 年度まつかわ町民提案型まちづくり事業募集要項（第 1 次）

令和 8 年 2 月
まちづくり政策課

令和 8 年度まつかわ町民提案型まちづくり事業（第 1 次募集）の申請を希望される方は、下記事項にご留意の上、必要書類を作成し提出してください。

本事業へ申請をお考えの方からの相談を随時受け付けていますので、役場まちづくり政策課（36-7014）までお気軽にお問い合わせください。

多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。

1. 第 1 次募集期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 4 日（水）まで

2. 補助対象事業の種類

「まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱」に基づく趣旨（町民が新しい発想に基づき、自主的に行うまちづくり事業）を満たすことを前提に、次に掲げるものを交付対象事業とします。

公益活動支援事業	公共の福祉の向上や町民利益の増進につながり、公共サービスの充実に資する公益性の高い事業
まちのにぎわい創出事業	斬新なアイデアと創意工夫による、幅広い町民が参加でき町全体に活気ができるような事業
高校生活動応援事業	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校に在籍する生徒が取り組む、地域の課題解決又は活性化に関する事業
(令和 8 年度特別事業) 町制施行 70 周年記念事業	次のいずれにも該当する <u>ソフト事業</u> を対象とする。 ・町制施行 70 周年を記念しその機運を醸成するとともに、幅広く住民や関係人口の参画を促して、町への愛着や誇りを深められる事業 ・町を広く PR し、対外的な町の魅力発信に寄与する事業 ・人や地域のつながりを創出し、第 6 次松川町総合計画で示される「まちづくりの将来像」の実現に寄与する事業

※次に掲げる事業に該当する場合は、補助金交付の対象となりません。

- (1) 国、県又は町が実施する他の事業の対象事業
- (2) 宗教的活動に関する事業並びに政治的活動に関する事業
- (3) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (4) 公序良俗に反する事業

3. 補助金の交付対象者

補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 3 人以上で構成される団体
- (2) 構成員の過半数が町内に在住、在勤又は在学している団体
- (3) 会計処理が適切に行われている団体

4. 補助金の区分、交付額、交付回数の限度

補助金は予算の範囲内において交付し、補助金の交付額は、次に定めるとおりです。

補助金は、単年度単位の事業に対して交付します。また、同一団体に対する補助金の交付回数は、5回を限度とします。ただし、高校生活活動応援事業及び町制施行 70 周年記念事業については交付回数としてカウントされません。

事業名	事業区分	補助率	限度額
(1) 公益活動支援事業	ソフト事業	10/10 以内	300,000 円
(2) まちのにぎわい創出事業	ハード事業	4/5 以内	500,000 円
(3) 高校生活活動応援事業	ソフト事業/ハード事業	10/10 以内	300,000 円
(4) 町制施行 70 周年記念事業	ソフト事業	10/10 以内	700,000 円

※ 「町制施行 70 周年記念事業」について

- ・本要項第 2 項をすべて満たすソフト事業であること。
- ・令和 8 年度に限定した特別事業であるため、令和 8 年度内に実施し完了する事業であること。
- ・既存事業であっても、上記要件を満たし、記念事業にふさわしい新たな付加価値を加えた事業である場合は対象とします。
- ・採択された場合は、冠「祝松川町制施行 70 周年記念」の名称を使用して 70 周年の機運の醸成を図ってください。

※ 「ハード事業」とは

- 1 道路、水路、建物等の構造物を建設又は改修する事業及びこれらに付帯する事業
- 2 1 件 10 万円（税込）以上の備品購入
(1 件とは購入単価をいい、購入単価が 10 万円未満の場合はソフト事業となります。)

※ ハード事業において整備する物品等については、継続的な利用が見込めるものに限りです。

※ 補助金の金額は、千円未満を切り捨てとします。

※ 補助金の交付額の増額変更は認められません。

5. 交付対象経費

この補助金の対象となる経費は、事業実施に必要な経費とします。

ただし、次に掲げる経費は対象になりません。

- (1) 団体の運営費（人件費、施設の維持費等）
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 食糧費（会議、打合せ、事業等に必要なものを除く）
- (4) その他町長が不相当と認める経費

6. 審査方法等

(1) 交付対象事業の選定については、選考委員会の審査を経て、採択事業を決定します。

原則、選考委員会は公開とし申請者による説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

ただし、事業費が 10 万円以下の団体は、選考委員会及び実績報告会への参加は省略が可能です。

(2) 審査基準

(1) 公益性	不特定、かつ、多数の者の利益の増進に寄与する事業であるか。
(2) 貢献性	地域の課題解決や活性化等、地域社会への貢献が期待できる事業であるか。
(3) 実現性	スケジュールや予算が具体的、かつ、現実的な事業であるか。
(4) 独創性	団体の専門性や特色が活かされた事業であるか。
(5) 発展性	事業自体の継続や定着、他への波及効果が期待できる事業であるか。

7. 応募書類等

次に掲げる提出書類を、募集期間中に提出してください。

(1) 提出書類

- ① まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金計画書（様式第1号）
- ② 事業企画書（別紙1）（位置図、見取図、設計図、設計書等含む）
- ③ 事業収支予算書（別紙2）（見積書等写し含む）
- ④ 事業実施団体概要書（団体の規約又は会則、会員名簿等）

(2) 提出先（問い合わせ先）

松川町役場 まちづくり政策課 まちづくり推進係（7番窓口）

住所：〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823

電話：0265-36-7014（直通） メール：seisaku@town.matsukawa.lg.jp

8. 備品の貸出について

補助金の交付対象となった団体は、まちづくり政策課で所有する物品（プロジェクター、スクリーン）を借用できます。貸出を希望される場合は、まちづくり政策課までご連絡のうえ、物品借用願を提出してください。

まつかわ町民提案型まちづくり事業で各団体が購入した物品について、物品の所有団体と相談の上、貸出が可能です。イベント等ご利用の際には、まちづくり政策課までご連絡ください。

（また、事業実施に伴い購入した備品等について、まつかわ町民提案型まちづくり事業で貸出をお願いする場合があります。）

9. その他

(1) 本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業開始できるよう実施するものです。

したがって、当初予算成立を前提としているため、今後、補助対象者の決定や予算執行等については、内容が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

(1) 補助金の交付対象となった団体は、一般公開の場にて、当該団体による活動の実績報告を行っていただきます。

報告会の日時、発表方法等は別途役場からご連絡いたします。

(2) 多くの皆様に活用していただきたいため、各申請団体への補助金の交付は、1年度につき1回とさせていただきます。